

令和4年度第11回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年2月10日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和5年2月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	3番 杉本 和明	4番 徳永 章
6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子
9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番 土山 秋吉	5番 中嶋 英徳
----------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田 泰滋
農業委員会事務局	書記	前田 敦
農業委員会事務局	書記	濱井 翔太
農林水産課	課長補佐	鈴木 康博
農林水産課	課長補佐	馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 報告第 21 号 許可不要転用届について
- ・ 議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 40 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(吉田事務局長)

起立、礼、着席。それでは、ただ今から令和4年度第11回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

改めまして おはようございます。2月4日は 今年は暦の上では、立春でした。まあ暦のうえですけど、まだ 寒さはもうしばらく続くと思いますが、今日 朝 家を出て来ますと 梅の蕾がいっぱいこう咲きかかっています。しかし まだ 朝晩は冷え込みますので、身体には充分注意してください。それから、コロナの方は、少し減ったように思いますが、また 新たなインフルエンザというのが、流行りかかっています。コロナも用心はしなければならぬという事で、インフルエンザも用心をして頑張っていたきたいと思います。今日は、第11回農業委員会定例会総会でございます。よろしく願いいたします。

(事務局長)

ありがとうございました。 本日の欠席委員のご報告をいたします。2番 土山委員 5番 中嶋委員から欠席の届出の連絡がっております。それから、城戸推進委員も欠席の連絡がっております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

(濱北会長)

はい 分かりました。これより、議事に入ります。本日の提出議案は、
報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
報告第21号 許可不要転用届について
議案第39号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第41号 農用地利用集積計画(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は8番 宮本委員 9番 木山委員をお願いをいたします。

早速議事に入ります。1ページです。「報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい、報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号が18番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。
申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。
以上で、報告第 20 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今 事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。 ないですか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ないようでしたら、報告第 20 号は終わります。

(濱北会長)

次に進みます。3 ページです。「報告第 21 号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

はい、それでは 報告第 21 号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の 3 ページから 11 ページ、受付番号は 5 番・6 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお備考欄に許可不要規定を記載しておりますので それぞれご確認ください。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり送電用電気工作物の鉄塔の建替え及び小規模面積の農業用倉庫建築のためとなっております。

以上で、報告第 21 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

ありません の声あり

(濱北会長)

ないようでしたら、報告第 21 号を終わります。

次に進みます。13 ページです。「議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(事務局長)

はい、議案第 39 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 13 ページから 15 ページ、受付番号 4 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりで

す。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 3 ページを併せてご覧ください。

本件につきましては、既に事業が完了しており、始末書が提出されております。追認案件となります。

申請理由につきましては、貸資材置場となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法上の用途地域の区域内にある農地である為、第 3 種農地と判断しており、原則許可になります。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了しているため該当がございません。

計画面積の妥当性につきましては、貸資材置場として、適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂防止策として鉄板及びコンクリートブロックがすでに施工されております。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号 4 番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 8 番 宮本委員にお願いいたします。

(宮本委員)

8 番の宮本です。この場所は 501 号線の織田石油からデイサービスの導樂に行ったところになります。この資材置場の状態で相続をされたという事ですので、皆さんで審議をよろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の濱崎推進委員に意見を伺います。

(城戸推進委員)

推進委員の濱崎です。この場所は、農地調査でも B 判定がされたところなのでいいんじゃないかと思います。審議の程よろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局と農業委員、それから推進委員より説明がありました。この件について、なにか質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。なければ、受付番号4番について賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号4番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。17ページです。議案第40号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」受付番号23番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(事務局長)

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の17～19ページ、受付番号23番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、古城公園の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の5ページから7ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場及び貸駐車場のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地である為、第2種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、通帳の残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和5年4月30日完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、6台分の駐車場用地であるため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、そのまま駐車場として利用するため土砂の流出・堆積・崩壊の危険はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は地下浸透ということです。

以上、受付番号23番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の10番 増岡委員にお願いをいたします。

(増岡委員)

はい。10番 増岡です。失礼いたします。19番の地図を見ていただきますと、いまおかクリニックの反対側の所になりまして、計画をしております。一番端っこの方でちょっと高台になっております。下の方はもう麦が植わっております。その所の前はちょっと野菜を作っていたり、果樹の苗が植えてあったりしておりました。これから、許可があったから、駐車場の整備をされるのかなと思いました。まあ、6台はちょっと難しいかなと思いました。狭いし、いまおかクリニックさんも患者さんがたくさんいらっしゃるからずらずら一っとなら路上駐車があるので、必要なのかなと思います。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。ここはもう、10年前から駐車場として使われておりました。それは、図面の1/3でこの計画図でちょっとお聞きしたいんですけど、法面からあげていくわけですか？

(事務局)

いいえ、そのままの法面です。

(平木推進委員)

そのまま、いまある駐車場をそのまま使われる分けですか。

(事務局)

はい。そのままです。

(平木推進委員)

いまのまま、造成もせず、駐車場を使われるんですか。

(事務局)

野菜のところをたぶん潰されると思います。

(平木推進委員)

なら、要はブロックとかして上に上げるとかじゃなくて、そのまま使われる。ならいいです。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。

この件について、何か質問はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ないようですので、採決を致します。議案第 40 号 受付番号 23 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願い致します。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 40 号 受付番号 23 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、20 ページです。「議案第 41 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

はい。議案第 41 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、21 ページが総括表となり 2023 年の期間ごとの総括になります。今回は所有権移転のみで 22 ページが今回の買い手の一覧になっております。現在の耕作面積に今回の所有権移転面積を合わせまして今後の経営面積となっております。詳細につきましては、23 ページ 所有権移転 1 件 1 筆 900 m²となっております。

以上、議案第 41 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました、この件について何か質問等がございますか。

(濱北会長)

ないですか。

はい。の声あり

(濱北会長)

ありがとうございます。議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は終了いたしました。委員、推進委員の皆様からなにか 質問とか、ご意見とか、ありましたらお願いします。

(嶋田委員)

はい、7 番 嶋田です。この所有権移転関係で、最後のページなんですけど、買い手の方

は、どちらの方ですか。

(事務局)

岱明の方です。

(嶋田委員)

はい。分かりました。ここは、私が借りてるところなので。誰かなと思って。

(濱北会長)

他にありませんか。ないようでしたら、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 農地利用最適化推進ブロック別研修会について
- 2 町独自の視察研修及び懇親会について
- 3 次回の定例会について
- 4 本日の人・農地プランの展示会について

(濱北会長)

それでは これをもちまして、令和4年度第11回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。(事務局長)

起立・・・礼

閉会 (終了 午前10時46分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印